

委託番号	4003
契約形態	業務委託

## 業務委託仕様書

- 1 件名 水質等分析調査業務委託（単価契約）
- 2 履行期間 令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで
- 3 履行場所 市が指定する場所
- 4 支払方法 業務完了月払
- 5 委託料 委託料は、その都度指示した分析項目毎に、数量、契約単価を乗じた金額に対し、別途消費税及び地方消費税を加えた金額とする。
- 6 委託内容  
受注者は、別紙2の調査計画及び発注者の指示に基づき、次の水質等分析調査業務を行うものとする。  
なお、予定検体数は別紙1-1から1-4のとおりとする。（調査の状況により変動あり）
  - (1) 分析業務内容
    - ① 特定事業場等排水（公共用水域排出）水質調査（年6回程度）  
各特定事業場等の排水採取は発注者が行い、試料は発注者が指定する時間及び場所で受注者に引き渡すものとする。水質異常による緊急調査の場合、発注者と協議し、迅速に対応する。
    - ② 河川水質調査（年12回）  
試料採取は受注者が順流時に行う。採取日は発注者が指定する日とする。また、透視度については100cmまで測れる測定器を採用する。水質異常による緊急調査の場合、発注者と協議し、迅速に対応する。
    - ③ 河川流量調査（3箇所）  
伝右川・伝右橋（下）（年12回）、古綾瀬川・綾瀬川合流点前（年6回）、毛長川・水神橋（年12回）にて行う。
    - ④ 河川底質調査（年1回）  
試料採取は受注者が行う。採取日は発注者が指定する日とする。
    - ⑤ 地下水調査（年1回）  
採取は発注者が行い、試料は発注者が指定する時間及び場所で受注者に引き渡すものとする。
    - ⑥ 水基準超過項目調査  
水質調査を行った項目のうち、水質基準を超過した項目に対して、発注者と協議の上、必要に応じて、追跡調査を行う。
  - (2) 実施時期
    - ① 特定事業場等排水水質調査（公共用水域排出分）については随時とする。ただし、実施日の7日程度前までに、分析項目と検体数を通知するものとする。
    - ② 河川水質調査、河川流量調査、河川底質調査及び地下水調査については、別途指定する日とする。
  - (3) 分析試料の採取地点  
河川水質調査の採取地点は別紙2のとおりとし、河川底質調査及び地下水調査については別途指定する場所で行うものとする。

#### (4) 分析方法

分析項目ごとに次の注意事項に従って必要な前処理等を行い、分析を行うものとする。

- ① 受注者は、分析を行うに当たり各分析方法（別紙1－1から1－4）に定められた分析条件を厳守し、常に分析精度の確保に努めなければならない。
- ② 残余試料は、受注者の責任において適正に処分するものとする。
- ③ 埼玉県が実施する埼玉県水質分析精度管理に参加し、発注者の求めがあったときはその結果を発注者に提出する。

#### (5) 完了報告及び成果品

- ① 受注者は、測定結果において、排出基準値又は環境基準値を超過している場合は、発注者に速やかに速報値をメール又はFAXにて連絡するものとする。
- ② 報告書の分析数値の取扱いについては別途指定する。
- ③ 試料採取、検体引き渡し後3週間以内に計量証明書1部及び発注者が指定した様式の報告書を提出するものとする。また、河川水質調査については、年度末に河川ごとの結果をまとめた年間報告書を提出するものとする。
- ④ 環境省や埼玉県が指定する「公共用水域水質測定結果報告システム」等への報告も行うこと（CD-R等へのデータ入力）。
- ⑤ 速報値に疑義が生じた場合は、発注者は再分析等必要な措置を行うよう指示することができる。
- ⑥ 発注者は、受注者から提出される成果品が契約書及び本仕様書に基づいて行われているかどうか確認して検収する。
- ⑦ 発注者は、成果品が契約書及び本仕様書に準拠していないと認めるときは、受注者の責任において必要な措置を行うよう指示することができる。

### 7 主任技術者の資格

公共用水域の水質・流量の測定又はこれと同等の水質測定について、3年以上の実務経験を有する者を配置すること。

### 8 その他

- (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① 受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
  - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするとき、事前に発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

### 9 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話048（922）1129（直通）

(2) 契約締結後の問合せ先

草加市役所 環境課公害対策係 鈴木

電話048(922)1520(直通)

No.	分析項目	記号	業務区分	分析方法	定量下限値	各予定検体数	予定検体数合計	単価	検体数×単価 (自動計算)
1	水素イオン濃度	pH	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号		28	340		円
			河川水質	JIS K0102 (以下「規格」) 12.1又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法		312			
2	溶存酸素量	DO	河川水質	規格32又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	0.5	312	312		円
3	生物化学的酸素要求量	BOD	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	0.5	28	340		円
			河川水質	規格21	0.5	312			
4	化学的酸素要求量	COD	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	0.5	24	190		円
			河川水質	規格17	0.5	166			
5	浮遊物質量	SS	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	1	28	224		円
			河川水質	S46年度環境庁告示第59号付表9	1	196			
6	大腸菌数		河川水質	S46年度環境庁告示第59号付表10	1	38	38		円
7	n-ヘキサン抽出物質含有量	n-Hex	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	0.5	4	40		円
			河川水質	S46年度環境庁告示第59号付表14	0.5	36			
8	窒素含有量	T-N	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	0.4	13	77		円
			河川水質	規格45.2, 45.3, 45.4又は45.6 (規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。)	0.05	64			
9	リン含有量	T-P	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	0.1	13	77		円
			河川水質	規格46.3 (規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。)	0.003	64			
10	全亜鉛	Zn	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	0.1	4	24		円
			河川水質	規格53	0.001	20			
11	銅含有量	Cu	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	0.1	1	1		円
12	鉄 (溶解性)	S-Fe	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	1	5	5		円
13	マンガン (溶解性)	S-Mn	特定事業場等排水 (公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	1	0	0		円
14	全シアン	CN	特定事業場等排水 (公共用水域)	H元年度環境庁告示第39号	0.1	0	60		円
			河川水質	規格38.1, 238.1.2 (規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、規格38.1.2及び38.3又は規格38.1.2及び38.5又は環境庁告示第59号付表1	0.1	60			
15	カドミウム	Cd	特定事業場等排水 (公共用水域)	H元年度環境庁告示第39号	0.003	1	61		円
			河川水質	規格55.2, 55.3又は55.4	0.0003	60			
16	鉛	Pb	特定事業場等排水 (公共用水域)	H元年度環境庁告示第39号	0.01	4	94		円
			河川水質	規格54	0.001	90			
17	六価クロム	Cr <sup>6+</sup>	特定事業場等排水 (公共用水域)	H元年度環境庁告示第39号	0.05	1	61		円
			河川水質	日本産業規格 K0102 (以下「規格」という。) 65.2 (規格 65.2.2 及び65.2.7 を除く。) に定める方法 (ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合 (規格 65. の備考 11 の b) による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分 (0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格 K0170-7の a) 又は b) に定める操作を行うこと。	0.005	60			
18	砒素	As	河川水質	規格61.2, 61.3又は61.4	0.001	48	48		円
19	総水銀	T-Hg	河川水質	S46年度環境庁告示第59号付表2	0.0005	60	60		円
20	74種水銀	R-Hg	河川水質	S46年度環境庁告示第59号付表3	0.0005	0	0		円
21	多環化ビフェニル	PCB	河川水質	S46年度環境庁告示第59号付表4	0.0005	12	12		円
22	ジクロロメタン	DCM	特定事業場等排水 (公共用水域)	H元年度環境庁告示第39号	0.02	1	35		円
			河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.2	0.002	34			
23	トリクロロエチレン	TCE	特定事業場等排水 (公共用水域)	H元年度環境庁告示第39号	0.01	3	27		円
			河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5	0.001	24			
24	テトラクロロエチレン	PCE	特定事業場等排水 (公共用水域)	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5	0.01	1	25		円
			河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5	0.0005	24			
25	四塩化炭素		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5	0.0002	9	9		円
26	1,2-ジクロロエタン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1又は5.3.2	0.0004	13	13		円
27	1,1-ジクロロエチレン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.2	0.002	9	9		円
28	1,1,2-ジクロロエチレン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.2	0.004	9	9		円

29	1, 1, 1-トリクロロエタン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5	0.0005	9	9	円
30	1, 1, 2-トリクロロエタン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1又は5.5	0.0006	9	9	円
31	1, 3-ジクロロプロパン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.1	0.0002	9	9	円
32	ベンゼン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.2	0.001	9	9	円
33	チホルム		河川水質	告示第59号付表5	0.0006	13	13	円
34	シマジン		河川水質	告示第59号付表6 第1, 第2	0.0003	13	13	円
35	オキサカルブ		河川水質	告示第59号付表6 第1, 第2	0.002	13	13	円
36	セレン	Se	河川水質	規格67.2, 67.3又は67.4	0.001	7	7	円
37	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		特定事業場等排水(公共用水域)	規格43.1, 規格43.2	各0.1	0	40	円
			河川水質	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6 亜硝酸性窒素にあつては規格43.1	硝酸性窒素0.05 亜硝酸性窒素0.005	40		
38	アモニウム性窒素	NH <sub>4</sub> -N	特定事業場等排水(公共用水域)	規格42	0.1	0	12	円
			河川水質	規格42.1及び42.2、規格42.1及び42.3、規格42.5、規格42.1及び42.6又は上水試験方法に掲げる方法	0.1	12		
39	ふっ素	F	特定事業場等排水(公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	0.8	3	43	円
			河川水質	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は規格34.1.10(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することがでる。)及び環境庁告示第59号付表7	0.02	40		
40	ほう素	B	特定事業場等排水(公共用水域)	規格47	1	3	43	円
			河川水質	規格47.1, 47.3又は47.4	0.02	40		
41	1, 4-ジチオチン		河川水質	告示59号付表8	0.005	6	6	円
42	総ケルム	T-Cr	特定事業場等排水(公共用水域)	S49年度環境庁告示第64号	0.1	1	21	円
			河川水質	規格65.1	0.01	20		
43	りん酸性りん	PO <sub>4</sub> -P	河川水質	規格46.1	0.01	12	12	円
44	クロム		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.1	0.006	1	1	円
45	トランス-1, 2-ジクロロエチレン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.1	0.004	1	1	円
46	1, 2-ジクロロプロパン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.1	0.006	1	1	円
47	p-ジクロロベンゼン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.1	0.02	1	1	円
48	イソチチオン		河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.0008	1	1	円
49	チイソチン		河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.0005	1	1	円
50	フェニチチオン	MEP	河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.0003	1	1	円
51	イソチチオン		河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.004	1	1	円
52	チチン銅		河川水質	環水規第121号の付表2	0.004	1	1	円
53	クロロニル	TPN	河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.005	1	1	円
54	プロピザミド		河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.0008	1	1	円
55	EPN		河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.0006	1	1	円
56	ジクロロメス	DDVP	河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.0008	1	1	円
57	フェノカルブ	BPMC	河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.003	1	1	円
58	イソベンホス	IBP	河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.0008	1	1	円
59	クロロトロフェン	CNP	河川水質	環水規第121号の付表1の第1又は第2	0.0001	1	1	円
60	トリス		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.2	0.06	1	1	円
61	キシレン		河川水質	JIS K0125 5.1, 5.2又は5.3.2	0.04	1	1	円
62	フルルゼンジエチルヘキシル		河川水質	環水規第121号の付表3の第1又は第2	0.006	1	1	円
63	ニッケル	Ni	河川水質	規格59.3又は環水規第121号の付表4若しくは付表5	0.001	1	1	円
64	モリブデン	Mo	河川水質	規格68.2又は環水規第121号の付表4若しくは付表5	0.007	1	1	円
65	アンチモン	Sb	河川水質	環水企発第040331003号、環水土発第040331005号の付表5の第1、第2又は第3	0.002	1	1	円
66	塩化ビニルモノマー		河川水質	環水企発第040331003号、環水土発第040331005号の付表1	0.0002	1	1	円
67	エチルクロロビトリリ		河川水質	環水企発第040331003号、環水土発第040331005号の付表2	0.00004	1	1	円
68	全マンガ		河川水質	規格56.2, 56.3, 56.4又は56.5	0.02	1	1	円
69	ケル		河川水質	環水企発第040331003号、環水土発第040331005号の付表4の第1又は第2	0.0002	1	1	円
70	フェール		河川水質	環水企発第031105001号、環水管発第031105001号の付表1	0.001	1	1	円
71	フルルゼンジエチルヘキシル		河川水質	環水企発第031105001号、環水管発第031105001号の付表2	0.1	1	1	円
72	導電率	EC	河川水質	規格13	1	188	188	円
73	塩化物イオン	Cl <sup>-</sup>	河川水質	規格35又は厚生労働省告示第261号、衛生試験方法・注解又は下水試験方法に掲げる方法	1	64	64	円

74	陰イオン界面活性剤	MBAS	河川水質	規格30.1又は上水試験方法に掲げる方法	0.01	60	60		円
75	気温		河川水質	規格7.1		312	312		円
76	水温		河川水質	規格7.2		312	312		円
77	透視度		河川水質	規格9	1.000	312	312		円
78	色相		河川水質			312	312		円
79	臭気		河川水質	規格10.1		312	312		円
80	ノニルフェノール	NP	河川水質	環境庁告示第59号付表11	0.00006	4	4		円
81	直鎖7オキサンゲンシリン酸及びその塩	LAS	河川水質	環境庁告示第59号付表12	0.0006	4	4		円
82	4-tert-オクチルフェノール		河川水質	環水大発第1303272号の付表1	0.0001	1	1		円
83	7-リソ		河川水質	環水大発第1303272号の付表2	0.002	1	1		円
84	2,4-ジクロロフェノール		河川水質	環水大発第1303272号の付表3	0.0003	1	1		円
85	ヘキサフルオロオキソベンゾリン酸及びヘキサフルオロオキソベンゾリン酸	PFOS及びPFOA	河川水質	環水大発第2005281号、環水大発第2005282号の付表1	0.0000006	1	1		円

\*アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定

小計	円
----	---

## 別紙 1 - 2 河川底質分析項目・分析方法・予定検体数

【税抜き】

No.	分析項目	分析方法	報告 下限値	予定検体数	単価	検体数×単価 (自動計算)
1	カドミウム	底質調査法（平成24年8月、環境省作成）	0.1	3		円
2	鉛	同 上	0.5	3		円
3	六価クロム	同 上	0.5	3		円
4	砒素	同 上	0.2	3		円
5	総水銀	同 上	0.01	3		円
6	アルキル水銀	同 上	0.01	3		円
7	ポリ塩化ビフェニール	同 上	0.01	3		円
8	銅	同 上	0.5	3		円
9	総クロム	同 上	5	3		円
10	強熱減量	同 上	0.1	3		円
11	水分	同 上	0.1	3		円
12	色相			3		円
13	性状			3		円
14	臭気			3		円

\*アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定

小計	円
----	---

別紙1-3 地下水質分析項目・分析方法・予定検体数

【税抜き】

No.	分析項目	分析方法	定量 下限値	予定検体数	単価	検体数×単価 (自動計算)
1	カドミウム	JIS K0102(以下「規格」)55.2、55.3又は55.4	0.0003	1		円
2	全シアン	規格の38.1.2(規格の38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格の38.1.2及び38.3に定める方法、規格の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法	0.1	1		円
3	鉛	規格54	0.001	1		円
4	六価クロム	規格の65.2(規格の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格の65.2.1に定める方法による場合原則として光路長50mmの吸光セルを用いること。 2 規格の65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/l)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 規格の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.005	1		円
5	砒素	規格61.2、61.3又は61.4	0.001	1		円
6	総水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005	1		円
7	アルキル水銀	公共用水域告示付表3に掲げる方法	0.0005	1		円
8	ポリ塩化ビフェニール	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.0005	1		円
9	ジクロロメタン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	1		円
10	トリクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.001	1		円
11	テトラクロロエチレン	同上	0.0005	1		円
12	四塩化炭素	同上	0.0002	1		円
13	クロロエチレン	H9年3月環境庁告示第10号(地下水の水質汚濁に係る環境基準について)付表に掲げる方法	0.0002	1		円
14	1,2-ジクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	0.0004	1		円
15	1,1-ジクロロエチレン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	1		円
16	1,2-ジクロロエチレン	シス体: JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	1		円
		トランス体: JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.002	1		円
17	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0005	1		円
18	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	1		円
19	1,3-ジクロロプロペン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.0002	1		円
20	チウラム	S46年度環境庁告示第59号付表5の1又は2	0.0006	1		円
21	シマジン	S46年度環境庁告示第59号付表6の1又は2	0.0003	1		円
22	チオベンカルブ	同上	0.002	1		円
23	ベンゼン	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.001	1		円
24	セレン	規格67.2、67.3又は67.4	0.001	1		円
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素: 規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6	0.015	1		円
		亜硝酸性窒素: 規格43.1	0.005	1		円
26	ふっ素	規格の34.1(規格の34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格の34.1.1c)(注(2)第三文及び規格の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びビオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法	0.02	1		円
27	ほう素	規格47.1、47.3又は47.4	0.02	1		円
28	1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表8に掲げる方法	0.005	1		円
28	ペフルオロオキソランズル酸及びペフルオ	環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号の付表1	0.0000006	1		円

\*アルキル水銀は、総水銀が検出された場合に測定

小計	円
----	---



## 別紙1-4 サンプルング費等

【税抜き】

No.	分析項目	分析方法	単位	予定数量	単価	予定数量×単価 (自動計算)
1	特定事業場等排水運搬費(公共用水域)		1日	12		円
2	河川採水、運搬費(定例採水(月))		1日	12		円
3	河川流量測定(3河川について、採水時に1回測定、伝右・毛長年12回、古綾瀬6回)	水質調査方法(S46.9.30環水管第30号)	1箇所	30		円
4	河川底質採取、運搬費		1日	1		円
5	地下水運搬費		1日	1		円

小計	円
----	---

合計(別紙1-1~別紙1-4)	円
-----------------	---

別紙2 令和6年度 河川水質調査計画

河川名	測定地点名	生活環境項目											健康項目														要監視項目		特殊項目	その他の項目											
		pH	DO	BOD	COD	SS	n-HeX	T-N	T-P	Zn	NP	LAS	CN	Cd	Pb	Cr6+	As	T-Hg	PCB	ジクロロメタン	TCE	PCE	VOC等(注1)	チウラム等(注2)	セレン	硝酸亜硝酸(注7)	ふっ素	ほう素		1,4-ジオキサン	クロロホルム等(注3)	4-tert-ブチルフェノール等(注5)	T-Cr	アンモニア性窒素	りん酸	導電率	CL-	MBAS	水・透	臭・色・臭	大腸菌数
綾瀬川	1一之橋	12	12	12	6	6	6	4	4			6	6	6	6	6	6														4			7	4	4	12	12	1		
	2中曾根橋	12	12	12	6	6	6					6	6	6	6		6																7	4		12	12				
	3手代橋	12	12	12	6	6	6					6	6	6	6		6																7	4		12	12	1			
	4桑袋大橋	12	12	12	6	6	6	4	4			6	6	6	6	6	6	2	2	2	2	1	1	1	4	4	4			4			7	4	4	12	12				
伝右川	5伝右橋(上)	12	12	12	6	6	6	4	4			6	6	6	6	6	6													4			7		4	12	12				
	6男女土橋	12	12	12	7	7																											7			12	12				
	7山王橋	6	6	6		6																										6			6	6					
	8伝右橋(下)	12	12	12	12	12		4	4	4		6	6	12	6	6	6	2	6	6	6	2	4	2	12	12	12	2			4	4	12	12	4	12	12	12	12		
古綾瀬	9古川橋	12	12	12	6	6		4	4																								7			12	12				
	10越戸橋	6	6	6		6																											6			6	6				
	11綾瀬川合流点前	12	12	12	12	12		4	4	12	4	4	6	6	12	6	6	6	2	6	6	6	4	4	2	12	12	12	2	1	1		4	4	12	12	4	12	12	12	6
12工業団地排水口		12	12	12	12	6	6					6	6	12	6	6	6	2	12	2	2	4(注4)								4			7	4		12	12				
毛長川	13谷塚橋	12	12	12	6	6																											7			12	12				
	14水神橋	12	12	12	12	12		4	4	4		6	6	12	6	6	6	2	6	6	6	2	4	2	12	12	12	2			4	4	12	12	4	12	12	12	12		
	15鷺宮橋	12	12	12	6	6																											7			12	12				
	16大淵橋	12	12	12	7	7		4	4			6	6	12	6	6	6	2	2	2	2									4			7		4	12	12				
谷古田	17三親水公園北	12	12	12	6	6																											7			12	12				
	18古綾瀬川合流点前	12	12	12	7	7		4	4																							7		4	12	12					
葛西	19青北橋	12	12	12	6	6		4	4																							7		4	12	12					
	20線橋	12	12	12	6	6		4	4																							7		4	12	12					
辰井川	21柳島二の橋	12	12	12	6	6		4	4																							7		4	12	12					
	22上町境橋	12	12	12	7	7		4	4																							7	4	4	12	12					
八条	23笹橋	12	12	12	6	6		4	4																							7		4	12	12					
	24境橋	12	12	12	6	6		4	4																							7		4	12	12					
	25中川・柿木グラウンド	12	12	12	6	6		4	4																							7	4	4	12	12					
辰井川浄化施設 効果測定(原水)		12	12	12		12																															12	12			
辰井川浄化施設 効果測定(処理水)		12	12	12		12																															12	12			
検体数の合計		312	312	312	166	196	36	64	64	20	4	4	60	60	90	60	48	60	12	34	24	24	13or9	13	7	40	40	40	6	1	1	20	12	12	188	64	60	312	312	38	30

注1 VOC等とは、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン の8項目(注4 ただし、12 工業団地排水口は、1,2-ジクロロエタンのみ)

注2 チウラム等とは、チウラム、シマジン、チオベンカルブ の3項目

注3 クロロホルム等とは、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロホス、フェノカルブ、イプロホス、クロロニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エビクロビトリン、全マンガ、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド の28項目

注5 4-tert-ブチルフェノール等とは、4-tert-ブチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、ヘルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びヘルフルオロオクタン酸(PFOA)の4項目

注6 伝右川と毛長川について年12回、古綾瀬川について年6回 いずれも採水時に測定

注7 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素それぞれの測定値についても報告すること

検体数と採取月の関係 12…毎月、6…偶数月、4…5・8・11・2月、2…8・2月、1…8月、7…偶数月と7月